健保だより 95

新電元工業健康保険組合 理事長 大塚 仁

日頃より健保組合の取組みに対し、ご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

仕事が原因でけがや病気になった場合、または通勤中にけがをした場合などは健康保険ではなく労災保険が適用されます。労災保険と健康保険の違い、労災保険の受け方などを改めて確認しておきましょう。

労災保険とは?

労働者が仕事中や通勤中の出来事が原因でけがをしたり病気になったり、死亡に至ることを「労働災害(労災)」と呼びます。労災保険は、この労働災害に対して保険給付を行う制度です。労災保険は正社員だけではなく、派遣・契約・パート等の雇用形態や勤務形態に関係なくすべての労働者に適用されます。労災保険の保険料は原則として事業主が全額負担します。労災保険が適用される場合、労働者は原則、自己負担なしで治療や補償を受けられます。一方「健康保険」は仕事や通勤に関係のないけがや病気、出産や死亡の際に補償をするための保険です。従って、労災保険が適用される場合は、健康保険で医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。なお、労災保険の対象になるかの判断は管轄の労働基準監督署が行い、労働者本人が労災保険か健康保険かを選ぶことはできません。

労災保険には「業務災害」と「通勤災害」の2種類

「業務災害」:仕事に起因するけがや病気などが対象

- (例)・仕事や仕事の準備、後始末中のけが
 - ・ 出張中や得意先訪問途中のけが
 - 車を利用しての営業や出張の途中、交通事故によるけが
 - ・仕事と病気に相当の因果関係が認められる場合 など

「通勤災害」:通勤中のけがなどが対象

- (例)・通勤中の交通事故、転倒や階段を踏み外したことなどによるけが
 - 電車やバスなど公共交通機関でのけが
 - 日常生活に必要な行為(子供の送迎、通院など)の後、通常の通勤経路に 戻ってからのけが など
- * ただし、会社帰りの個人的な飲食や習い事など「日常生活に必要な行為」とは認められない場合のけがなどについては、たとえ通勤経路上で起こった場合でも労災保険の対象にはなりません

労災保険を受けるには?

労災保険が指定する医療機関(「労災指定病院」)を受診すれば、原則、自己負担なしで治療を受けることができます。労災指定病院以外の一般の医療機関で治療を受ける場合は、受付で労災であることを申し出て、いったん治療費を全額立て替え払いし、後から事業主と医師の証明を受け、本人が労働基準監督署に請求して払い戻しを受けることになります。労災保険の対象であるけがや病気の治療に健康保険を使ってしまった場合は、速やかに健康保険の担当者に申し出て労災保険に切り替える手続きをすると同時に、加入している医療保険者(健康保険組合)にも必ず連絡するようにして下さい。

以上

参考文献:社会保健研究所